

[優秀賞]

# 高齢者の万引事件 情状弁護における福祉との連携

寺林智栄 愛知県弁護士会・60期

## 事件の概要

本件は、名古屋市内で一人暮らしをする70歳の男性が、①2009(平成21)年2月20日、Aスーパーで缶ビール2本(販売価格合計282円)を万引きした事件、②2009(平成21)年4月19日、Bスーパーでおにぎりやブランデーの小瓶等計5点(販売価格合計933円)を万引きした事件、③2009(平成21)年4月25日、Bスーパーでウイスキー1本(販売価格265円)を万引きした事件の3件の窃盗事件で起訴されたものである。

## 弁護活動のポイント

### 1 認知症が発覚するまで

国選弁護人選任当日に接見した際、被告人は、アクリル板から離れたドア付近にドアの側を向いて座っており、私が挨拶をしても、「こちらに来て話をしましょう」と言っても、そばに寄って話をしてくれなかった。公訴事実について確認をしても、現行犯逮捕された③事件は明確に認めるものの、①および②事件については、認否について言っていることが定かでない。現在一人暮らしであること、離婚していること、成人

男性の息子が2人いるが数年間連絡をとっていないこと、前科は非常に古い罰金の前科しかないことを話してくれたが、それ以上詳しい事情については話してくれない。家族に連絡することについては拒否された。自分から何度も接見を終わらせようとし、40分ほど経ったところで、私が止めるのも聞かずに本当に退出してしまったため、初回接見はそこで終了することとなった。しかし、私は、まだこのときは、彼の知的面に疑いを持つことはなく、「ちょっと変わった頑固な人」という印象を持つだけであった。

2回3回と接見していくうちに、①および②事件の認否が二転三転した。息子と連絡をとっていない期間についても話が数カ月から数年単位で変わる。また、③事件前に老齢年金が振り込まれる銀行口座の通帳を紛失した、あるいは盗まれたなどと話し出した。「夜寝ていると枕を蹴られる」など妄想かと思われる発言も見られた。私は、彼が認知症なのではないかと疑いを持つようになった。

被告人の前科に関する話が本当であれば、執行猶予相当の事案である。そうであれば、いたずらに身体拘束が長引くのは回避すべきである。しかし、もし本当に被告人が認知症であれば、福祉につなげるべき事案である。

そこで、さしあたって、翌日に再度接見して簡易知能検査(長谷川式簡易スケール)を実施すること、その前に、以前、出張法律相談の依頼を受けたことがある地域包括支援センター職員甲氏に連絡をとって、被告人の居住区域を担当している地域包括支援センターの職員の方を紹介してもらうことを決めた。

翌日、さっそく甲氏に電話をして、接見時の被告人の様子や、執行猶予判決になる可能性が相当程度あること、家族と疎遠であるらしいことを話し、介護サービスの申請について相談したいと伝えた。甲氏は快く、被告人の居住地域を管轄する地域包括支援センター職員の乙氏を紹介してくれた。

その日のうちに乙氏と連絡がとれた。乙氏によれば、もし認知症であれば介護の認定では要介護になり、そうであれば施設入居も可能とのことであった。また、通帳の盗難・紛失などを予防するために、社会福祉協議会の預金管理のサービスを受けることができることも教えてもらった。保険の加入の有無等について調べる必要があったことから、乙氏には彼の住所およ

び氏名を伝え、私は、介護サービスや預金管理を受けることについて被告人の意思を確認することや、簡易知能検査を行って結果をFAXすることを約束した。その日の夜、被告人に接見し、長谷川式簡易スケールを実施した。結果は15点であった。被告人の認知症の疑いは濃厚なものとなった。私は、実施した長谷川式簡易スケールの結果について、翌日、公証人役場で確定日付を取った。

## 2 地域包括支援センター・民生委員との連携など

弁護人に選任されてから10日ほど経った時点で検察官請求証拠の開示を受けた。近年、微罪処分になっている窃盗が2件あったが、前科は被告人の言うとおり40年ほど前の異種罰金前科しかなかった。やはり執行猶予相当の事案であった。また、証拠開示により、被告人の2人の息子の現住所も判明した。

私は、それまでの間に、接見を重ねては、息子たちに連絡をとってよいか、また、介護の方のお世話になり、家の掃除や食事の世話などをしてもらうことや公的な機関に通帳の管理をってもらうことについてどう思うかと何度か尋ねた。息子たちへの連絡については、接見を重ねるたびに「そうしてもらえるとありがたい」と言い出し、初回接見の際とは反応がまったく変わってきた。また、介護や預金管理についても、肯定的な答えが何度も返ってきた。そこで、私は、再犯可能性防止の点に重点を置こうと方針を決め、介護申請と並行して、2人の息子に協力を要請するため、事務所に連絡がほしいと手紙を書いた。

前後して、乙氏から連絡があった。介護の申請には面談調査が必要であり、留置施設内で面談調査ができるかどうかかわからないと言われた。そして、面談調査を仮に拘置所内で受けても、最終的に介護サービスを行えるようになるまでは、釈放後1カ月ないし2カ月先になる可能性が高いと言われた。預金管理サービスを受けるためにも面談審査が必要であり、こちらの予約は数カ月先でないと入らないという。

これでは、釈放後、被告人はしばらくの間、逮捕勾留前と同じ、誰の目も届かない一人暮らしの状況になる可能性がある。私は、乙氏に対して、拘置所内での面会の時間は申請をすれば延長してもらえること、体の動きを見るための軽い身体移動であればおそらく可能であることを伝え、できるだけ早く介護

サービスを受けられるようにするため、なんとか拘留所内での面談調査をしてもらえるようお願いした。これに加え、乙氏に被告人居住区域を担当する民生委員の名前を伺って、協力を要請するため電話連絡することにした。同時に、裁判官に、率直に被告人が置かれている状況を説明し、判決期日を少し先にしてもらえないか頼んでみることにした。

幸い、民生委員とは、その日のうちに連絡をとることができた。民生委員は女性で、以前から被告人のことをよく知っていた。私は、被告人の自宅を案内してもらい、生活状況について教えてもらうため、被告人の家の近くのバス停の前で数日後に待ち合わせる約束をした。また、裁判所に電話をかけて書記官に事情を説明し、裁判官との面談を希望した。民生委員とお会いする日の少し前の時間に面談ができることとなった。

被告人の二男から電話があったのは、この日の翌日のことであつたと思う。二男によれば、長男は現在では被告人の元妻(長男から見れば母)と同居しており、被告人とは一切関わりたくないと言っているとのことであつた。二男も、事務手続的なことで必要があれば手助けはするが、一緒に生活して面倒をみたりすることは取入面から難しいし、したくないということであつた。介護申請が頼りという状況になってしまった。

しかし、裁判官との面談の際、裁判官から、「検察官からは執行猶予相当の事件と聞いている。こちらとしては、可能であれば即日で判決を出してもよいと考えている。1カ月も2カ月も判決を延ばすことはできない」とはっきり言われてしまった。挙句の果てには、地域包括支援センターなどと連携をとっていることについて「国選弁護人の活動の範囲を超えている」とまで言われた。判決期日の先延ばしに関しては、上記のような回答が返ってくることもある程度想定していたが、自分の活動について裁判所からクレームがつくことは予期していなかった。とつさに「これは再犯防止のための活動であり、したがって必要な弁護活動です。国選だろうが私選だろうが、弁護活動の範囲に違いはないはずですよ」と反論した。結局は、第1回公判期日において判決はしないという約束まではどうにか取り付けたものの、判決期日の先延ばしまでは認めてもらうことはできなかった。

実は、裁判官との面接に先立って、私は、偶然、名古屋で仕事を始めて以来お世話になっていたA弁護士に会っていた。今回の事件について世間話程度に話していたところ、A弁護士が弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター運営特別委員会に所属しており、福祉事務所などのパイプも太いことを知った。A弁護士は、正式な認定を受ける前に暫定的にサービスを受けられる方法があるはずだ、裁判官との面接の結果次第では、話を通してあげるから連絡するようにと助け船を出してくれていた。

私は、裁判官との面談が終了した後、即座にA弁護士に電話をかけて、面談結果を説明した。そして、釈放後速やかに暫定サービスを受けられるようにするため話を通してくれることをお願いし、乙氏の連絡先を伝えた。

A弁護士から折り返し連絡がきたのは、民生委員との待合せ場所に着いた直後であつた。無事、被告人の居住地の福祉事務所や乙氏と連絡がつき、暫定サービスを入れてもらうことになったという。私はほっと胸をなでおろした。

そのうち民生委員がやって来て、被告人の自宅を案内してもらうことになった。道すがら、被告人の生活状況についてもいろいろ聞くことができた。この民生委員は、朝刊の配達の仕事の際に被告人宅の近くに行くと、被告人が、酒に酔ってふらふら歩いていた、排水溝の中や道端で寝ていたり、怒ったように独り言を言ったりしていたのをよく見かけたということである。近所の人から、警察に保護されたことを聞いたこともあるらしい。このようなことが頻発していたにもかかわらず、地区の高齢者把握調査では、未だに家族と一緒に生活していることになっていたので、民生委員による独居高齢者見回りの活動の対象になっていなかったそうである。

被告人の自宅は、古い木造の2階建ての住宅であつた。民生委員は、被告人は玄関から出入りしておらず、居間の開き戸から出入りしていたと教えてくれた。彼女が指さした方向を見ると、家の壁と扉の隙間はわずか40センチばかりで、しかも頭上にはクモの巣が張っていた。自らその隙間に入っていくと、居間の開き戸は8割方開いていた。部屋の中にはゴミや衣服が散乱していて、足の踏み場もない状況であつた。私は持参したカメラで室内の状況を写真に

取めた。

別れ際に、私は、民生委員に、聴取した事情を陳述書としてまとめて裁判所に証拠として提出したいことを話し、協力を求めた。民生委員は快く了解してくれた。

事務所に戻って、乙氏と連絡をとった。A弁護士が話していたとおり、釈放後すぐに暫定サービスを開始する方向で調整を行うことを確約してくれた。また、拘留所での面談調査についてもOKという返事がもらえた。日程調整のうえ、面会時間延長申請書を作成し、拘留所に送付した。

面談調査には私も同行した。調査に先立って、私は被告人の自宅の写真を乙氏に提供して、迅速なサービス開始の必要性をさらに訴えた。調査においては、介護サービスや預金管理サービスを受けることについての確認、身体の動き、生活状況などについて事細かに聴取が行われた。初回接見で、私自身が被告人にかなり警戒されたため、私は事前に乙氏らが面談調査に来ることを何度も説明しておいた。幸い、被告人は私の話を覚えており、調査はスムーズに行われた。

調査後、乙氏から、妄想や短期の記憶障害がみられるため、介護認定では要介護レベルになり、施設入居が可能となることはまず間違いないという見込みを示された。しかし、万が一要介護認定されないと、暫定サービスの超過部分が自己負担になるので、暫定サービスは要支援2のレベルで入れることにしたいとのことであった。要支援2であっても、週3回ホームヘルパーの訪問を受けることができ、さらに週2回通所によるデイサービスを受けられるということである。完璧ではないが、今までの状況に比べれば、はるかに人目が行きとどく。私は乙氏に手続をお願いするとともに、面談調査の内容や、被告人に提供される予定のサービスに関する陳述書を作成することについて協力を求めた。

### 3 公訴事実に対する認否、証拠意見および弁護側立証

上記のような活動の中で、被告人の釈放後の生活環境が整備できる見込みはついた。しかし、被告人の公訴事実に対する認否は、③事件を除いて一貫せず、被告人供述調書の内容の確認もままならなかつ

た。客観証拠のみで有罪の心証を裁判官が抱くであろうことは予想できたとし、介護の段取りがついた以上1回結審したいと思っていたが、だからといって、被告人の言い分を無視する認否や証拠意見は述べたくなかった。

悩んだ結果、公訴事実については「客観的な事実関係については争わないが、認否はしない」として、証拠意見についてはすべて同意するものの、被告人供述調書の信用性は争うことにした。信用性を争う理由は「被告人の事件当時および取調時の記憶が不明瞭であり、被告人が自己の記憶に基づいて供述を行ったことについて疑義があるため」と述べることにした。

弁護側立証としては、まず、書証として、①長谷川式簡易スケールの結果、②長谷川式簡易スケールについての解説（文献からの抜粋）、③乙氏の陳述書、④民生委員の陳述書を申請し、さらに被告人質問を20分ほど申請した。

### 4 公判活動——被告人質問を中心として

第1回公判期日当日、被告人は、予想していたとおり、自分が置かれている状況をまったく理解できず、冒頭から不規則発言を繰り返した。被告人の罪状認否もやはり手間取り、最終的には③事件のみを認め、①②事件については「覚えていない」という認否がなされた。私は事前に決めていたとおりの認否、証拠意見を述べた。

被告人質問の狙いは、(i)③事件は、被告人が年金の振り込まれる通帳を紛失したため、やむにやまらず行われたものであることを立証すること、(ii)被告人が現時点において認知症の状況にあり、記憶力や現状を認識する能力が著しく不十分であるとアピールすること、(iii)被告人自身介護サービスを受けることについて了解していることを立証することの3点であった。(i)と(iii)については、確実な答えがなされる必要があったため、質問内容を厳選した。一方、(ii)については、不合理なことを述べてくれたほうが都合がよかったので、逆に、合理的な回答がされないことがほぼ明らかかな質問をした。「今、あなたがいるのはどこですか」と質問した際、「愛知県警」と被告人が回答した際には、法廷全体が静まり返り、手応えを感じた。検察官は、反対尋問で、①および②事件についても被告

人が記憶していることをなんとか引き出そうとしていたが、結局引き出すことはできなかった。被告人質問の目的は概ね達することができた。

弁論では、①②事件の動機が解明されていないこと、③事件の動機には斟酌すべき点があること、被告人が現在、認知症が疑われる状況にあり、今後介護による支援を受ける予定であって、再犯可能性がきわめて乏しいことをアピールした。検察官の求刑は、懲役1年、判決期日は17日後の午前9時50分からとなった。

## 5 第1回公判期日から判決まで

第1回公判後も、それまで行ってきた活動のアフターケアのような活動が残った。

第1回公判終了後、私は乙氏に連絡をとり、判決の日時について連絡をした。できれば釈放されるその日のうちに、公共交通機関の事務所に届いていた被告人の預金通帳を取りに行き、未加入であった国民健康保険の加入手続や、精神科での診察を行いたい、また、可能であれば入院ないしグループホームに一時的に宿泊させたいので、なるべく早く釈放してもらいたいという希望があった。また、乙氏が被告人の二男に電話したところ、釈放後の諸々の手続について同行してくれることになったと聞かされた。私が拘置所に釈放時間の確認をしたところ、午前10時30分には釈放できるということである。私は、乙氏にその時間に拘置所に出迎えに行くことが可能であることを確認したうえで再度拘置所に連絡し、午前10時30分に乙氏と二男が迎えに行くことを伝えた。

判決の前日に被告人と接見した際、判決後、二男

が乙氏と一緒に迎えに来ることを伝えた。被告人は、涙を流して喜んでいた。

そして、判決の日。判決主文は、懲役10月、未決勾留日数20日算入、2年間の執行猶予という内容であった。やはり、3つの公訴事実ともに有罪という認定であった。量刑の理由においては、被告人が現在認知症が疑われる状態にあることや、被告人の精神状態が本件各犯行に一定の影響を与えていた可能性が否定できないこと、本件各犯行後も認知症が進行している可能性が疑われること、そして、被告人に対し介護支援等がなされる体制が整えられつつあり、今後は、今までとは異なる公的な支援や監督がなされるものと期待できることなどが有利な事情として斟酌されると述べられていた。

## まとめ

本件が執行猶予相当の事案であることは早い段階から予想していた。しかし、検察官の求刑よりもさらに懲役刑が2カ月短縮されていたこと、執行猶予期間が2年とかなり短期間に設定されたこと、そして上記の量刑の理由から、福祉との連携が弁護活動として評価されうる手応えを感じた。本件は被疑者国選対象事件拡大前の事件であったが、被疑者段階で福祉との連携ができれば、事案によっては不起訴に持ち込むことも可能であろう。今後は、この度の経験を高齢者や知的障害者の事件全般に応用し、福祉と情状弁護の両立や必要のない刑罰の回避に努めたいと思う。

(てらばやし・ともえ)